

少 第 115号  
刑 総 第 65号  
交 指 第 70号  
地 第 66号  
平成23年2月15日

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

非行少年を生まない社会づくりの推進について（通達）

少年非行情勢については、刑法犯少年の検挙人員が引き続き減少傾向にあるものの、人口比では成人の5倍以上であり、社会の耳目を集める重大凶悪な事案も発生しており、予断を許さない状況にある。

最近の少年非行の背景には、少年自身の規範意識の低下やコミュニケーション能力の不足、少年の規範意識の醸成を担ってきた家庭や地域社会の教育機能の低下、少年がともすれば自分の居場所を見出せず、孤立し、あるいは疎外感を抱いているという現状、また、非行少年に占める再非行者の割合が3割を超えている実態があり、次代を担う少年の健全育成を図るためには、こうした問題の解決に社会全体で取り組む必要がある。

また、犯罪の起きにくい社会づくりを加速化するため、少年の規範意識の向上や社会との絆の強化を一層推進することが求められている。

そこで、問題を抱えた個々の少年に対し警察が積極的に手を差し伸べ、地域社会との絆の強化を図る中でその立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運を醸成するなど、非行少年を生まない社会づくりを一層強力に推進することとしたので、各警察署の実情を踏まえつつ、下記の取組みを進められたい。

#### 記

##### 1 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

少年警察においては、これまでも少年相談を受けた少年や不良行為で補導された少年等に対して継続補導を行ったり、非行集団に加入していた少年に社会奉仕体験活動等への参加を促すなど、問題を抱えた少年の立ち直りを図る取組みを行っているところである。

しかしながら、これらの少年のほかにも、非行を繰り返す少年の中には、その周囲の環境や自身に問題を抱え再び非行に走りかねない状況にあるにもかかわらず、当該少年やその保護者も警察や関係行政機関に相談し支援を求めることができない場合があり、このような支援を必要としている少年が相当数潜在していると考えられる。

そこで、各警察署にあっては、警察が取り扱った非行少年のうち、家庭裁判所の

終局決定後の事情等を総合的に勘案して、支援を必要としている少年及び保護者に対して、刑事部門及び交通部門とも連携の上、警察から積極的に連絡をとり手を差し伸べ、保護者の同意が得られた場合には、当該少年の立ち直り支援活動を推進すること。

問題を抱えた少年の立ち直り支援においては、少年と地域社会との絆<sup>きずな</sup>を構築することが重要であることから、継続的に少年及び保護者と連絡をとり、相談を聞いたり助言を行うとともに、大学生ボランティアを始め少年警察ボランティアや地域住民、関係機関等と協働し、少年の就学・就労に向けた支援、少年の社会奉仕体験活動や生産体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動の推進に努めること。

## 2 少年を見守る社会気運の醸成<sup>きずな</sup>

少年を取り巻く地域社会の絆<sup>きずな</sup>を強化し、少年の規範意識の向上を図るためには、社会全体として、少年の特性や非行に走る要因・背景等について理解を深め、厳しくも温かい目で少年を見守り、少年に対して、身の回りに常に自分のことを気にかけている「大人の目」があることを伝えていく必要がある。

そこで、こうした少年を見守る社会気運を醸成するため、各警察署にあっては、地域の非行情勢や非行要因等について、PTA団体や自治会、企業等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティアや防犯ボランティア等の協力を得た通学時等の積極的な声かけ・あいさつ運動、少年が職場体験やスポーツ活動を通じて大人と触れ合う機会の確保、さらには、少年や保護者からの相談の受理体制の拡充にも努め、少年が、地域に受け入れられ、見守られていると実感できるような取組みを推進すること。

また、地域警察官の街頭活動における少年への積極的な声かけに努めるほか、万引きや自転車盗等を防止するための官民連携した対策を推進するとともに、対象を低年齢の少年やその保護者に広げた非行防止教室や親子カウンセリングの開催、少年が犯罪被害者の声を聞く機会の確保等少年の規範意識の向上を図るための取組みを推進すること。